

融資商品説明書

令和2年4月1日現在

商品名	住宅ローン借換(1-10)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・ 次の条件をすべて満たす個人の方。<ul style="list-style-type: none">(1) 年齢が満20歳以上65歳以下、(完済時年齢が満80歳以下)の方。(2) 前年年収が150万円以上の方。(3) 原則、団体信用生命保険にご加入できる方(借入金額が100万円以下の場合には任意加入となります。)(4) 対象不動産が申込人又は、その同居家族の所有物件であること。(5) 融資金を業者へ振込できること。(6) 当金庫の会員資格を有する方。<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。(7) 公的または民間住宅ローン利用者で、返済実績が5年以上あり、且つ直近1年以内に返済の遅延のない方。(8) 過去に延滞、不渡り等の事故がない方。(9) (株)ジャックスの保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・ 公的住宅ローン借換(当金庫・他行借入問わず)および民間住宅ローンの借換資金。 ※プロテクト又は、セレクトリフォームローンを併用して申込みされる場合は本商品との2契約になります。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・ 10万円以上1,000万円以内(1万円単位、借換対象ローン残高が上限)。 ※プロテクト又はセレクトリフォームローンを併用して申込みされる場合は、本商品のご融資金額と合算して1,000万円以内となります。
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none">・ 6ヶ月以上15年以内(1ヶ月単位)。 ただし、借換対象ローンの残存返済期間が上限となります。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 変動金利。変動金利型には、自金庫長プラ基準型と大口定期預金1年もの基準型の2種類があり、適用期間(以下「周期」といいます)①(6ヶ月)②(1年)により選択することができます。・ 金利の変動幅は2種類の基準型ともに、各基準日における基準金利とその直前の基準日の基準金利の差をもって、ご融資利率の引き上げまたは引き下げを行います。<ul style="list-style-type: none">① 6ヶ月周期(自金庫長プラ基準型)の場合、毎年4月1日と10月1日を基準日として見直しを行います。・ 4月1日に金利変更の場合、6月のご返済分から、10月1日に金利変更の場合、12月のご返済分から、それぞれ新しいご融資利率が適用されます。② 1年周期(大口定期預金1年もの基準型)の場合、ご融資日から起算して1年毎の応当日が属する月の1日を基準日として見直しを行います。・ 金利変更の場合、変更のあった基準日が属する月の翌月のご返済分から新しいご融資利率が適用されます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月元利均等分割返済とします。 ご融資金額の50%以内で6ヶ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担保	<ul style="list-style-type: none">・ 不要です。

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

令和2年4月1日現在

商品名	住宅ローン借換(1-10)
連帯保証人	・不要です。
保証料	・保証料率をご融資利率に含めます。
生命保険	・団体信用生命保険の保険料は当金庫が負担いたします。
手数料等	・不要です。
会員	・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<p>・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合わせください。</p>